尾道市新規創業者家賃等支援金 申請の手引き

尾道市産業部商工課

尾道市新規創業者家賃等支援金とは

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者のうち、 経営が不安定な新規創業者の賃料を支援することで、固定経費の負担を軽 減し、事業継続を支援します。

支給額

直近1か月に支払った事業所賃料の1/3×最大6か月 (1か月5万円を上限とし、最大30万円を一括支給)

支給対象者

2018年4月から2020年7月末までに創業した新規創業者で、尾道市内に事業所を有し、一定の要件を満たす中小企業者を対象とします。

申請方法

①尾道市のホームページから申請様式をダウンロード ※インターネット環境がない場合は、尾道市役所本庁舎、各支所、商工 団体でも申請書を配布します。



②申請書の必要事項を記入のうえ、必要書類を準備



③申請書に必要書類を添えて郵送で提出



④事務局で申請内容を審査



⑤支給決定通知書を発送、2週間程度で登録の口座に入金

●支給対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ①尾道市内に事業所を有し、事業収入を得ている中小企業者
- ②2018年4月1日から2020年7月31日までに創業していること
- ③売上減少要件が以下に当てはまること
- 【2018年4月~2020年3月末までに創業した方】

2020年3月~2020年11月の任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること

- ※事業期間が短く前年同月と比較できない場合は、次のとおり比較します。
 - (1) 法人・青色申告の場合・・・2019年12月までの任意のひと月と比較
 - (2) 白色申告・市申告の場合・・・2019年中の月平均の売上高と比較
 - (3) 2020年1月~2020年3月に創業した場合・・・2020年1月~3月の任意の ひと月と比較

【2020年4月~2020年7月末までに創業した方】

売上減少要件を問いません

※創業した日とは、原則、法人の場合は登記上の設立年月日、個人事業主の場合は開業届に記載された事業開始日を創業した日とします。例外として、各種手続等のため事業開始前に届出する必要があり、実際の創業日とずれている場合は、創業開始が確認できる書類(チラシ等)を提出することで、創業した日として取扱います。

(4)今後も事業を継続する意思があること

※事業収入とは、確定申告書における「売上金額」や「収入金額等」の項目に該当する収入を指し、原則、不動産収入・給与・利子・配当等は含みません。

※個人事業主の場合、主たる収入 (年間収入に占める割合が最も高い収入)が事業収入 の場合のみ対象となります。ただし、事業開始までに得ていた収入が事業収入よりも多い 場合は除きます。

項目	2019年収入金額
事業収入	500,000円
年金収入	2,000,000
収入合計	2,500,000円



※この場合、<u>主たる収入は年金収入とな</u> り、支給対象となりません。

※中小企業者とは、中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業主を含む)で、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数		
①製造業、建設業、運輸業、その他 の業種	3億円以下	300人以下		
②卸売業	1億円以下	100人以下		
③サービス業	5 千万円以下	100人以下		
④小売業	5 千万円以下	5 0 人以下		

● 不支給要件

次の(1)~(4)のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、 当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 尾道市暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団員等に該当する者
- (3) 宗教上の組織若しくは団体
- (4) その他、支援金の事業目的等から市長が適当でないと認める者

● 誓約・同意事項

申請するにあたり、次のすべてに対し誓約・同意する必要があります。

- (1) 支給対象要件を満たしていること
- (2) 申請内容及び添付書類に虚偽がないこと
- (3) 賃貸借契約などに基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地または建物を使用および収益していること
- (4) 申請に係る土地または建物を他者に転貸(又貸し)していないこと
- (5) 申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に認識していなかったこと
- (6) 申請に係る土地または建物に関し、自己取引および親族間取引を行なっていないこと
- (7) 支給対象要件に該当しないことが判明した場合、当該支援金を返還すること
- (8) 尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等に該当せず、今後も該当しないこと

● 支援金の対象とならない契約

(1) 転貸(又貸し)を目的とした取引

※賃借人(かりぬし)が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸(又貸し)をした場合、 転貸(又貸し)をせず自らが使用・収益する部分については、支援金の対象となります。

(2) 賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が実質的に同じ人物の取引(自己取引)

※賃借人(かりぬし)が賃貸人(かしぬし)の代表取締役である場合や、賃借人(かりぬし)が賃貸人(かしぬし)の議決権の過半数を有している場合など、会社法に規定する親会社等の関係にある場合をさします。

- (3) 賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が配偶者または一親等以内の取引(親族間取引)
- ※賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が夫婦や親子である場合などをさします。

1 申請期間

2020年8月21日(金)~2020年12月28日(月)必着

2 申請方法

申請書は、尾道市のHPからダウンロードしてください。尾道市役所本庁舎(商工課)、 市役所各支所、商工会議所又は商工会でも配布しています。

感染症拡大防止のため郵送で提出してください。(提出部数各1部)

申請書等の様式ダウンロード



3 提出先

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所 産業部商工課内 新規創業者家賃等支援金申請受付窓口

☎ 0848−38−9182

4 申請サポートセンター

次のとおり申請サポートセンターを開設します。記入方法等がご不明な場合は、必ずご予約のうえ会場までお越しください。

【場 所】尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース2(9月 1日~10月15日)尾道市役所本庁舎1階 商工課 (10月16日~12月28日)

【開設期間】2020年9月1日(火)~12月28日(月)(土日祝日を除く)

【開設時間】 9 時~17時(12時~13時を除く)

【電話番号】多目的スペース2 (0848-37-9601、0848-37-9602) 商工課(0848-38-9182)

※相談時間は、1回最大1時間とさせていただきます。

5 提出書類 (P12 提出書類一覧表を参照)

- (1) 支給申請書
- (2) 売上高等計算シート
- (3) 誓約・同意書
- (4) 添付書類

【法人の場合】

- ①履歴事項全部証明書(取得から3か月以内のもの)
- ②2020年3月以降の売上が確認できる資料
 - 例:試算表や売上台帳のコピー等
 - ※ 事業者名、対象年月が確認できること
- ③前年の比較する月の売上が確認できる資料ア.確定申告書別表一の控え
 - イ.法人事業概況説明書の控え(表裏両面)
- ④賃貸借契約書の写し
 - ※ 申請者の名義で契約していること
 - ※ 申請日時点で有効な契約であること
- ⑤申請月から直近1カ月の賃料を支払っていることが確認できる資料
 - 例:振込明細書や領収書等
 - ※ 口座引落の場合は、銀行通帳の表紙と支払実績がわかる部分の写し
- ⑥法人名義の口座通帳の写し
 - ※ 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できること
- ※尾道市事業継続特別支援金の交付決定を受けている事業者は、交付決定通知書の 写しを添付することで、②③の提出を省略できます。(法人、個人事業主とも)
- ※2020年4月以降に創業した事業者は、売上減少要件を問わないため②③の提出は不要ですが、2020年7月までに事業収入を得ていることを確認するため、 創業から1か月間の売上が確認できる資料を提出してください。(法人、個人事業主とも)

提出書類 (個人事業主)

【個人事業主の場合】

- ①開業届(税務署の受付印があるもの。電子申請の場合は受信通知を添付)
- ②2020年3月以降の売上が確認できる資料
 - 例:試算表や売上台帳のコピー等
 - ※ 事業者名、対象年月が確認できること
- ③前年の比較する月の売上が確認できる資料

[青色申告の場合]

- (ア) 確定申告書 B 第1表の控え
- (イ) 所得税青色申告決算書の控え (表裏両面)

[白色申告の場合]

(ア)確定申告書B第1表の控え

[確定申告の義務のない場合]

- (ア) 市県民税申告書第1表の控え(表裏両面)
- ④賃貸借契約書の写し
 - ※ 申請者自身の名義で契約していること
 - ※ 申請日時点で有効な契約であること
- ⑤申請月から直近1か月の賃料を支払っていることが確認できる資料
 - 例:振込明細書や領収書等
 - ※ 口座引落の場合は、銀行通帳の表紙と支払実績がわかる部分の写し
- ⑥申請者本人名義の口座通帳の写し
 - ※ 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できるもの
- ⑦本人確認書類の写し
 - ※ 運転免許証、住民基本台帳カードなど、原則顔写真付きのもの1点

※契約が有効であることが契約書を見てもわからない場合、申請者が賃貸借契約書の賃借人 (かりぬし)の名義と異なる場合、前月までの支払い猶予分をまとめて支払う場合などで契約 書の賃料と申請月の直近1か月に支払った賃料の金額が一致していない場合などは、事前にご 相談ください。 1 2020年3月~11月の期間で選んだ任意のひと月と、前年同月比の売上高を比較【法 人・青色申告で月別売上が確定申告書等で確認できる場合】

(2019年の売上) イ

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	30	30	50	50	40	40	40	50

(2020年の売上)ア

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	10	15	15	20				

5月の売上比較

(15万円-30万円) ÷30万円×100% = ▲50.0%



20%以上減少しているため、 要件を満たす

【前年比の計算】

× 100

※小数点第2位以下切捨て

2 白色申告等で月別売上額が確認できない場合(例)年間事業収入240万円のケース ※年間事業収入を12月で割った金額を月平均売上高とする。

(2019年の売上) イ

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	20	20	20	20	20	20	20	20

(2020年の売上)ア

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	10	15	15	20				

2019年の月平均売上高

240万円(年間売上金額)÷12月=20万円

2020年4月の売上高と2019年の月平均売上高を比較

(10万円-20万円) ÷20万円×100% =▲50.0%

20%以上減少しているため、 要件を満たす

3 前年同月の売上が比較できない場合【(例)2019年10月創業、青色申告の場合】

(2019年の売上) イ

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	_	_	_	_	_	_	-	40	30	30

(2020年の売上) ア

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
万円	30	20	20	10	15	15	20			

2020年4月と2019年10月を比較 (10万円-40万円)÷40万円×100% = **A** 7 5. 0 %



20%以上減少しているため、 要件を満たす

4 前年同月の売上が比較できない場合【(例)2019年10月創業、白色申告の場合】

(2019年の売上) イ **年間事業収入100万円のケース**

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	_	_	_	_	_	_	_	33.3	33.3	33.3

※年間事業収入を2019年の開業月数で割った金額をひと月の売上高として計算する。 100万円÷3か月=33.3万円(千円未満端数切捨て)

(2020年の売上) ア

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
万円	30	20	20	10	0	15	10			

2020年4月と2019年の月平均売上高を比較 (10万円-33.3万円)÷33.3万円×100% = **69.9**%



20%以上減少しているため、 要件を満たす

4 前年同月の売上が比較できない場合【2020年3月に創業した場合】

(2020年の売上)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
万円	_	_	20	10	0	15	10			

2020年5月と2020年3月の売上高を比較 (0万円-20万円)÷20万円×100% =▲100.0%



20%以上減少しているため、 要件を満たす

【2020年3月に創業した場合の特例】

3月の途中に創業した場合でひと月の開業日数が25日に満たない場合、25日に換算して売上を比較することができます。

〈例〉3月20日に創業し、売上金額10万円の場合

10万円÷12日(開業日数)×25日=20.8万円(千円未満端数切捨て)

※3月の売上金額を20.8万円として計算できます。

※開業日数は、開業届の事業開始日(又は実際の創業日)から3月31日までの日数をカウントします。

【2020年4月以降に創業した場合の特例】

今年4月以降に創業した事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大の前と後の売上を 比較することができないため、売上減少要件を適用しないこととします。

ただし、創業しているものの売上が2020年の7月末までに全く計上されていない場合は、 対象外となります。

【開業届等の届出上の事業開始日と実際の創業日がずれている場合の特例】

原則、法人の場合は登記上の設立年月日、個人事業主の場合は開業届に記載された事業開始日 を創業日として取扱いますが、各種手続等のため事前に届出する必要があり事業開始日が実際の 創業日とずれている場合は、例外として次のとおり取扱います。

①青色申告などで月別売上が確認できる場合は、売上が最初に計上された月を創業開始月とみなします。

②白色申告などで月別売上が確認できない場合は、実際に創業した時期が確認できる書類(チラシなど)を追加提出することで、その書類に記載された時期を創業開始月とみなします。

1 支援金の対象となる費用

- (1) 事業者自らの事業のために使用・収益する尾道市内に所在する土地・建物の賃料 ①賃料(家賃・地代)
 - ※住居兼事業所については、事業用として使用している部分のみ支援金の対象となります。 (原則、面積按分により事業用部分の割合を算出します。)
- ※消費税を含みます。

2 支援金の対象とならない費用

- ①共益費、管理費
- ②電気代、水道代、ガス代
- ③減価償却費
- 4保険料
- ⑤修繕費
- ⑥動産の賃借料、リース料
- ⑦契約関連費用 (更新費、礼金、解約違約金等)
- ⑧敷金・保証金
- ⑨不動産ローン返済額
- 10看板設置料
- ①販売促進費
- 迎テナント会費
- ※契約書において、賃料とこれら以外の費用が項目ごとに区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、支援金の算定の基礎に含むことがあります。

3 支援金の算定方法

- (1) 支給金額
- ①支給基礎額 申請日の直前1か月以内に支払った賃料×1/3 (千円未満端数切捨て) 限度額:5万円
- 〈例〉申請を9月10日に行った場合、8月11日から9月10日までに賃料として支払った金額を もとに算定します。



※複数月分の賃料をまとめて支払っている場合は、1か月分に平均した金額を算定基礎とします。

支援金の算定

- ②支給月数 6か月
- ※創業から申請までの月数が6か月に満たない場合は、創業月から申請月までの月数を限度 とします。

《例》申請日が9月10日、創業開始日は6月1日の場合 創業開始日 申請日 6/1 支給月数 6月、7月、8月、9月の4か月

- ③支給金額(①支給基礎額×②支給月数を一括支給)限度額:30万円
- 〈例〉事業所家賃8万円、駐車場代2万円の場合(支給月数:6か月)

支給基礎額: (8万円+2万円)×1/3=3.3万円 ※千円未満端数切捨て

支給月数:6か月

支給金額: 3.3万円×6か月=19.8万円

4 申請のタイミング

要件にあてはまる場合、申請期間中のどの月でも申請を行うことができます。直前で賃料の 免除や値下げを受けている場合や、創業開始から6か月を経過していない時期に申請する必要 はなく、元の水準の賃料を支払ったり創業から6か月を経過した後に申請を行えば、元の賃料 や最大の支給月数で支援金を受け取ることができます。

			1四	:+ 1	16	三業事人	Ē
			項 目	法人	青色申告	白色申告	市申告
支約	命申記	請書(様	式第1号)	0	0	0	0
売」	高等	等計算シ	- - - -				
	シー	- - I	(法人・青色申告の場合)	0	0		
	シー	- - I	(白色申告・市県民税の申告の場合)			0	0
	シー	- ├ Ⅲ	(2020年1月または2月に創業した場合)	\triangle	Δ	Δ	Δ
	シー	$-\vdash \mathbb{V}$	(2020年3月以降に創業した場合)	Δ	Δ	Δ	Δ
添付	書	類(すべ	て写し)				
	前年	同月と	の売上が比較できる資料 ※1				
		今年3月	目以降の売上確認資料(試算表、売上台帳等)	0	0	0	0
			確定申告書別表一	0			
		前年同	法人事業概況説明書(表裏両面)	0			
		月の売 上確認	確定申告書B第1表		0	0	
		資料	青色申告決算書(表裏両面)		0		
			市県民税申告書第1表(表裏両面)				0
	振込	込先が確認	認できる資料				
		口座通	長(表面・1・2ページ) ※2	0	0	0	0
	本ノ	人確認書	類				
		運転免討	忤証、住民基本台帳カード等 ※3		0	0	0
	創業	美時期が	確認できる書類				
		法人の履	夏歴事項全部証明書(取得から3か月以内のもの)	0			
		開業届	(税務署の受付印等があるもの)		0	0	0
	賃賃	資借契約:	が確認できる書類				
		賃貸借期	契約書	0	0	0	0
	直边	11か月	の賃料の支払いが確認できる資料				
		振込明約	細書や口座引落しが確認できる通帳 ※4	0	0	0	0

- ※1 尾道市事業継続特別支援金の交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写しで代用可。 今年4月以降に創業した場合は、前年同月の売上確認資料は不要。
- ※2 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できること
- ※3 原則、顔写真付きのもの
- ※4 口座引落の場合、通帳の表紙と支払い実績がわかる箇所の写し